

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 矢萩新一

主に在る兄弟姉妹の皆さまへ

首座主教 ルカ 武藤謙一

主の御名を賛美いたします。

植松誠主教様は2006年から14年にわたって日本聖公会首座主教として働いてこられました。日本聖公会のためだけではなく、アングリカンコミュニオンにおいても、また他教派、多宗派との協働においても大きな貢献をされてこられました。これまでの首座主教としての尊いお働きに心から感謝いたします。本当にお疲れ様でした。

10月27日～29日に開催された日本聖公会第65(定期)総会で、植松誠主教に代わってわたしが首座主教に選出されました。選出された時には不安と畏れで胸が苦しくなり逃げ出したいような気持ちでしたが、神様から与えられた務めであると信じて歩いていこうと思っています。小さな欠けた土の器であることは主がご存知です。二アサリオンで売られる五羽の雀、「その一羽さえ、神がお忘れになるようなことはない」(ルカ12:6)のみ言葉に信頼し、主ご自身が必要なお導きと助けを与えてくださると信じます。

しかし、この務めはわたし一人では担いきれないものであり、主教団をはじめ、皆さまのお祈りとご協力をお願いいたします。植松主教様が首座主教に選出される度に「首座主教のためにお祈りください」と繰り返し挨拶されていましたが、今、わたしはそのお気持ちがよく分かります。どうぞ今まで以上に首座主教のためにお祈りくださるようお願いいたします。

今総会で、わたしたちは「宣教協働区と伝道教区制」という今までの聖公会の在り方を大きく変える議案を決議しました。「将来的には11ある教区を再編してその数を少なくするというものですが、その前に、まずは日本聖公会を三つの宣教協働区に分けて、そこに立てられる協働委員会が、自分の教区だけではない新たな宣教協働区の運営・宣教・牧会について積極的に取り組むということ、また、教区によっては主教を持たない『伝道教区』になっていくということ、そして教区の再編を促進するということがこの議案の趣旨です。」(総会議長挨拶より) これからのことについては、主教会から「主教会メッセージ-宣教協働区と伝道

□会議・プログラム等予定

(2020年11月25日以降および
前回未掲載分)

11月

- 10日(火) 原発問題プロジェクト会議 [Web]
- 16日(月) 常議員会 [Web]
- 25日(水) 正義と平和・沖縄プロジェクト会議 [Web]
- 30日(月) 主事会議 [管区事務所]

12月

- 1日(火) 常議員会 [Web]
- 3日(木) 法憲法規委員会 [Web]
- 4日(金) ウィリアムズ主教記念基金運営委員会 [Web]
- 8日(火) 各教区人権担当者会 [Web]
- 8日(火) 宣教協議会実行委員会 [Web]
- 14日(月)～15日(火) 第65(定期)総会第3回書記局会議 [管区事務所]
- 15日(火) 正義と平和・ジェンダープロジェクト会議 [管区事務所+Web]

1月

- 8日(金) 原発問題プロジェクト会議 [Web]
- 11日(月) 各教区青年担当者会 [Web]
- 12日(火) 各教区正義と平和担当者の集い・正義と平和委員会 [Web]
- 18日(月) ウィリアムズ主教記念基金委員会 [立教]
- 21日(木) 聖公会・ルーテル教会協議会小会議 [Web]

<関係諸団体会議・他>

- 11月5日(木)・6日(金) 首座主教会議 [Web]
- 26日(木) 日本キリスト教連合会常任委員会 [Web]
- 12月2日(水) ACT ジャパンフォーラム運

(次頁へ続く)

☆12月25日(金)は、降誕日のため、管区事務所の業務を休業いたします。よろしくお祈りいたします。

※管区事務所冬期休業

12月29日(火)～1月5日(火)まで冬期休業いたします。よろしくお祈りいたします。緊急の場合は総主事まで。

「教区制について」を出しましたのでお読みください。各宣教協働区には協働委員会が設置されます。共に歩むことで互いの交わりが深められ、礼拝、宣教・牧会がより豊かなものとなることを願っています。どうぞ「主教会メッセージ」をよくお読みください、各教区、教会で信徒の皆さんに丁寧な説明がなされ理解が深まるようお願いいたします。

また2022年11月に宣教協議会を開催することが決まりました。2012年に開催された宣教協議会の提言に基づくものですが、単にこの10年間の実りを分かち合うだけでなく、宣教協働区、協働委員会の果たす役割や、現代の日本社会の多様な課題を踏まえ、これからの日本聖公会の宣教課題を整理し、わたしたちの歩みを協議する大切な機会となることでしょうか。このこともお覚えくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者が急増しています。このような時だからこそ、誰も孤立することのないように、それぞれの場で宣教の業に励んでまいりましょう。

(前頁より)

営委員会〔Web〕
 9日(水) NCC 役員会
 11日(金) 日本キリスト教連合会常任委員会〔Web〕
 1月20日(水) NCC 役員会〔早稲田〕
 25日(月) WCRP 日本委員会新春学習会〔立正佼成会普門館〕
 27日(水) NCC 役員会・常議員会〔早稲田〕
 28日(木) ~ 29日(金) 外キ協全国協議会〔Web〕

※ 11/25(水)より当面、就業時間の短縮と隔日出勤(平日 月・水・金は10:00-16:30出勤、火・木は在宅勤務)。在宅勤務でもメールの送受信は可能。緊急の場合は管区事務所総主事までご連絡ください。

Alleluia

「この時、聖霊の導きを求めて」

—第65(定期)総会を終えて—

管区事務所総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一

「永遠にいます全能の神よ、あなたのみ旨は、王の王、主の主であるみ子にあって、あらゆるものを回復されることにあります。どうかこの世の人びとが、み恵みにより、み子の最も慈しみ深い支配のもとで、解放され、また、ともに集められますように、父と聖霊とともに一体であって世々に生き支配しておられる主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン」

(祈祷書・降臨節前主日特祷より)

第65(定期)総会において武藤謙一主教が首座主教に選出され、私は管区事務所総主事を重任することとなりました。新たな首座主教のお働きのため、管区の様々なきを覚えてお祈りとお支えをよろしくお願いいたします。

今総会では、宣教協働区と伝道教区制の議案、2022年に宣教協議会を開催する議案、「原発のない世界を求める週間」設置の議案などが可決され、祈祷書改正委員会が2総会期4年継続設置されることとなり、聖書協会共同訳聖書の

公祷での使用が認許されました。どれも日本聖公会の宣教体制を整えていくための一歩を踏み出す決議です。新たな風・異なる風を取り入れることは、聖霊の導きの豊かさが増すことになるのだと信じます。

「原発のない世界を求める週間」は、福島第一原子力発電所事故によって、失われた自然やすべてのいのちを覚え、地球環境に配慮することを意識するための決議です。来年6月の地球環境のために祈る主日(世界環境デーに近い主日から一週間)から始めることとなります。祈祷書改正委員会は、2026年の祈祷書改正確定に向けて、様々な試用版が出されていくこととなります。聖書協会共同訳聖書を用いた聖餐式聖書日課も整え、降臨節から使用できるように準備し、各教区事務所を通して配信いたします。

信仰生活の要である礼拝で用いる聖書や祈祷書の新たなスタイル、私たちの伝統として大切にしてきた教区や信仰生活の新たなスタイルに恐

れることなく出会っていきたいと思います。それぞれの地域に立てられた教会として、イエスさまの教えてくださった大切な宣教と牧会の働きを見つめ直しながら、福音を伝える使命が一人ひとりに与えられていることを自覚しつつ、神さまと人々に仕えるものであり続けられますように。

「父がご自分の権威をもってお定めになった時や時期は、あなたがたの知るところではない。ただ、あなたがたの上に聖霊が降ると、あなたがたは力を受ける。」

(使徒言行録1:7b～8a、聖書協会共同訳)

ルカ武藤謙一師

日本聖公会首座主教に就任 (2020年10月29日)

この度、10月27日～29日Web会議により開催された日本聖公会第65(定期)総会において、武藤謙一主教が首座主教に選出され、11月3日～5日富山聖マリア教会において開催された第241(定期)主教会において、武藤謙一主教の首座主教就任式が執り行なわれました。



首座主教就任式の様子



ルカ 武藤謙一 首座主教

日本聖公会 11 教区主教集合写真



写真左から 後列:横浜・東北・神戸・東京・中部 中列:大阪・沖縄・北関東・京都 前列:九州・北海道 の各教区主教

□常議員会

第65(定期)総会期第1回 2020年11月16日
(月)

<主な報告・協議>

1. 常議員会の議長代行(副議長)、書記の選任(互選)に関して、副議長に高地敬主教、書記に大町信也司祭を互選し承認した。
2. 管区事務所各主事の選任に関して、総主事の推薦に基づき、管区事務所各主事を以下の通り承認した。総務主事・金子登美江(北関東)、渉外主事・ポール・トルハースト司祭(神戸)、財政主事・鈴木裕子(東北)、宣教主事・卓志雄司祭(東京)、広報主事・鈴木一(東京)
3. 第65(定期)総会期諸委員の人選に関して、主教会からの提案に基づいて検討し、承認した。
4. 第65(定期)総会の決議事項に関して、管区として対応すべきことについて確認し、総会の振り返りと今後に向けて意見交換を行なった。
5. マイノリティ宣教センターへの協力金に関して、今まで通りしばらくは年間30万円とすることを承認した。

次回会議:第65(定期)総会期第2回 2020年12月1日(火)

□各教区**北関東**

- ・ 聖職接手式 12月12日(降臨節第2主日後の土曜日) 10時半 高崎聖オーガスチン教会 司式:主教 ゼルバベル広田勝一 説教:司祭 アンデレ斎藤英樹 執事接手志願者:聖職候補生 ミカエル大山洋平

東京

- ・ 11月23日(月・休)に予定していた第136(定期)及び第137(定期)教区会は日程を変更しこの日には行わず、今後の開催方法は、主に書面による決議方法に変更。

九州

- ・ 第115(定期)教区会を以下のように変更。
2020年11月23日(月・祝) 8時半~17時
第1会場:福岡聖パウロ教会・九州教区セ

ンター(福岡聖パウロ教会、福岡ベテル教会、宗像聖パウロ教会)

第2会場:小倉インマヌエル教会(小倉インマヌエル教会、八幡聖オーガスチン教会、戸畑聖アンデレ教会、直方キリスト教会)

第3会場:久留米聖公会(久留米聖公会、佐賀聖ルカ伝道所)

第4会場:長崎聖三一教会(長崎聖三一教会、佐世保復活教会)

第5会場:厳原聖ヨハネ教会信徒代議員宅(厳原聖ヨハネ教会)

第6会場:熊本聖三一教会(熊本聖三一教会、菊池黎明教会)

第7会場:鹿児島復活教会(鹿児島復活教会、大口聖公会)

第8会場:宮崎聖三一教会(宮崎聖三一教会、延岡聖ステパノ教会)

第9会場:大分聖公会信徒代議員宅(大分聖公会)

上記9会場を指定し、ZOOMによるオンライン開催とする。

沖縄

- ・ 第70(定期)教区会公示誤記訂正 開催時間訂正→2020年11月22日(日)16時~21時、11月23日(月)9時~13時

□神学校**ウイリアムス神学館**

- ・ ウイリアムス神学館関係逝去者記念聖餐式 2020年11月30日(月)14時 司式:主教 ステパノ高地 敬 説教:司祭 ヨハネ井田 泉 場所:京都教区主教座聖堂(聖アグネス教会)

†逝去者 靈魂のパラダイスにおける光明と平安を祈ります。

司祭 フランシス秋葉晴彦(北関東・退) 2020年11月2日(月)(65歳)

司祭 イサク小笠原愛作(東京・退) 2020年11月5日(木)(89歳)

司祭 ヨハネ佐藤眞一(神戸・退) 2020年11月15日(木)(88歳)

《人事》

中部

司祭 テモテ土井宏純	2020年10月24日付	主教補佐に任命する。
司祭 テモテ土井宏純	2020年10月30日付	長野聖救主教会管理牧師の任を解く。
司祭 イサク伊藤幸雄	2020年10月30日付	新生礼拝堂管理牧師の任を解く。
執事 マリア大和玲子	2020年10月30日付	長野聖救主教会牧師補の任を解く。
執事 マリア大和玲子	2020年10月31日	公会の司祭に接手される。
司祭 マリア大和玲子	2020年10月31日付	長野聖救主教会牧師に任命する。
執事 洗礼者ヨハネ大和孝明	2020年10月30日付	新生礼拝堂牧師補の任を解く。
執事 洗礼者ヨハネ大和孝明	2020年10月31日	公会の司祭に接手される。
司祭 洗礼者ヨハネ大和孝明	2020年10月31日付	新生礼拝堂牧師に任命する。

九州

司祭 マルコ柴本孝夫	2020年10月12日付	久留米聖公会の管理牧師に任命する。
------------	--------------	-------------------

《教会・施設》

田辺聖公会 (京都)	住所変更	新住所: 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘 12-9 新電話番号: 0739-34-3006 新FAX番号: 0739-34-3007
* 2020年10月17日にマリア礼拝堂聖別式がささげられました。		

アジジのフランシス西原廉太師 日本聖公会 中部教区主教に就任



2020年10月24日(当初の3月28日より変更した5月2日より再変更)日本聖公会中部教区主教座聖堂(名古屋聖マタイ教会)において、アジジのフランシス西原廉太師の主教按手式および主教就任式がとり行なわれました。

説教者: 主教 広田勝一(北関東教区主教)



(写真提供 中部教区)

第65(定期) 総会決議事項 2020年10月27日～29日
I 議案可決

- | | |
|------------------|--|
| 決議第1号(第1号議案可決) | 新議員・新代議員歓迎の件 |
| 決議第2号(第2号議案可決) | 逝去者記念の件 |
| 決議第3号(第3号議案可決) | 総会の議事運営に関する件 |
| 決議第4号(第4号議案可決) | 宗教法人「日本聖公会」規則の一部を改正する件(役員欠格) |
| 決議第5号(第5号議案可決) | 日本聖公会審判廷規則の一部を改正する件 |
| 決議第6号(第6号議案可決) | 「日本聖公会年金規約」一部改正の件 |
| 決議第7号(第7号議案可決) | 宗教法人「日本聖公会沖繩教区」規則変更承認の件 |
| 決議第8号(第8号議案可決) | 宗教法人「日本聖公会石橋聖トマス教会」を宗教法人「日本聖公会大阪」に合併することを承認する件 |
| 決議第9号(第9号議案可決) | 「聖書 聖書協会共同訳」の認許および「日本聖公会規則」の一部を改正する件 |
| 決議第11号(第10号議案可決) | 日本聖公会法規の一部を改正する件(宣教協働区・伝道教区制) |
| 決議第12号(第11号議案可決) | 正義と平和委員会設置継続の件 |
| 決議第13号(第12号議案可決) | 日韓協働委員会設置継続の件 |
| 決議第14号(第13号議案可決) | 祈祷書改正委員会設置継続の件 |
| 決議第15号(第14号議案可決) | 日本聖公会「原発のない世界を求める国際協議会」声明に賛同する件 |
| 決議第16号(第15号議案可決) | 「原発のない世界を求める週間」設置の件 |
| 決議第17号(第16号議案可決) | 日本聖公会宣教協議会開催および実行委員会設置の件 |
| 決議第19号(第18号議案可決) | 狭山事件に関して東京高等裁判所と東京高等検察庁に要請文を送付する件 |
| 決議第20号(第19号議案可決) | 常任の委員指名承認の件 |
| 決議第21号(第20号議案可決) | 年金委員選任の件 |
| 決議第22号(第21号議案可決) | 管区審判廷審判員指名承認の件 |
| 決議第23号(第22号議案可決) | 管区事務所総主事指名承認の件 |
| 決議第24号(第23号議案可決) | 2018年2019年度管区一般会計決算承認の件 |
| 決議第25号(第24号議案可決) | 2018年2019年度収益事業会計決算承認の件 |
| 決議第26号(第25号議案可決) | 2021年2022年度管区一般会計予算案承認の件 |
| 決議第27号(第26号議案可決) | 2021年2022年度収益事業会計予算案承認の件 |
| 決議第28号(第2号動議可決) | 謝意表明の件(退職主教) |
| 決議第29号(第3号動議可決) | 謝意表明の件(管区諸委員会ならびに常議員) |
| 決議第30号(第4号動議可決) | 謝意表明の件(議会の運営に尽くされた方々) |
| 決議第31号(第5号動議可決) | 謝意表明の件(牛込聖公会聖バルナバ教会および各教会、各事務所、補助書記、管区事務所) |

II 否決議案

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 決議第10号(第1号動議否決) | 第10号議案「日本聖公会法規の一部を改正する件」修正の件 |
| 決議第18号(第17号議案否決) | 日本聖公会祈祷書に「天皇のため」「皇室のため」の祈りを加える件 |
-

オンライン総会の舞台裏

— 日本聖公会第65（定期）総会を無事に終えて —

管区事務所 総務主事 金子登美江

私は某宗教法人事務所の総務主事を務めている。総務主事なんて言う聞こえが良いが、実際のところはヨロズ取扱処なんでも係といった感があり、未知の仕事が飛び込んでくる駆け込み寺ならぬ駆け込み事務所にて奮闘の日々なのである。

7月某日。京都にご参集いただくつもりで準備していた総会が、COVID-19の感染拡大に鑑み、オンラインで行なうことが決まった。総会といえば、我が教団の大切な会議。日本聖公会法憲法規及び総会細則の規定に従って執り行なわれ、今後の活動指針を決定する大事な会議である。生半可な気持ちで準備に取り組む訳にはいかない。それをオンラインで…。少なくとも各教区の議場、計11箇所（最終的には2拠点に別れた教区があったので12箇所となった）と管区の議場を繋げ、3日間滞りなくオンライン上での会議を進めることが出来るよう整えなければならない。しかも、その最中には首座主教と常議員の無記名投票による選挙という未知の世界が待っている。決めるのは簡単だが、実行となると乗り越えなくてはならない課題が山積しているのは如実であり、様々な思考が一瞬で頭の中を駆け巡った。カオスの連続であるのは間違いない。

懸念が頭を過るが、物事をシンプルに考えることにした。オンラインで総会を行なえば良いだけなのだ。自ずとターゲットは絞られてくる。願わくは、各議場の不便の差が出ないよう、出来るだけ同レベルの環境を整えたい。考えるよりも手を動かした方が課題が具体的になる筈と思い、矢萩総主事、斎藤書記長、総会書記の皆さんと相談しつつ、Web担当チームとして市原司祭と宮田執事に依頼し、準備すべきことを整理し細分化した。①オンライン上で総会を行なう ②傍聴者用の配信 ③各議場の環境の整備 ④無記

名投票による選挙 ⑤当日配布資料や議事運営

日々の相談は主にSlackというLINEのビジネス版のようなツールを使い、インターネット上で行なった。これはチャンネル分けをし、話題毎にカテゴリ化できるので相談に適しているのである。ちなみに、管区職員の連絡などは既にSlackでやり取りをしている。

①オンライン上で総会を行なう

すべきことは明確である。Zoomを利用し、管区と12議場を繋げれば良い。まずは管区の設備を整え、こういったことに詳しい市原先生を通して専門業者であるAVLS渡辺さんをご紹介頂き委託することにした。当日は音声が一定の音量であるよう、市原先生と共に裏で調整を行なってくださった。そこまで作業内容に入っているとは知らなかったが、お陰様でストレスが軽減され、専門業者に委託できたことに感謝を覚えた。

②傍聴者用の配信

Zoom会議をYouTubeでライブ配信することにし、申込者が見られるよう傍聴者用blogに貼り付けた。選挙・休憩時には静止画を投影する。こちらの配信も渡辺さんに委託。blogは管区で作成することになり、パスワードもかけられ、使い勝手が良いとされるblogをご紹介頂き、そちらにて作成した。

③各議場の環境の整備

各教区の環境を出来るだけ統一したい。議員・代議員、計5名の密を避け、かつ顔の判別が出来、発言も可能とする。また、カメラの鮮明さ、音声の質が大事である。各教区に補助書記を選出してもらい、議事進行や環境整備の援助をお

願いすることとした。接続テストを2回設け、一回目では渡辺さんに入って頂き、一拠点ずつ音響やカメラなどの環境の確認。二回目は書記局と共に、複数教区合同で総会当日を想定した投票や配布資料受取の手順を確認した。作業内容としてはそれほど大変ではないのだが、何しろ時間を要する。12拠点×1時間+3回×1.5時間。2週間の間、ほぼデスクワークが出来なかった。日々いかに楽しく過ごすかを模索しているこの私が、「ああ、デスクに座って仕事をしたい」なんて嘆くのがまさに非常事態である。

④無記名投票による選挙

非常に難題である。こういったことに詳しいWebチームの市原先生と宮田先生とで綿密に相談した。理解不能な言葉が飛び交い、最終的にはGoogleフォームを利用しWeb上で投票を行ない、結果をエクセルAで集約し、その結果を別の計算式が準備されているエクセルBで集計することとした。相談を重ね少しずつ構築していただき、トライアルも複数回行ない、何度も何度も調整をお願いし、都度気持ちよく対応くださった両先生には感謝してもしきれない。特に宮田先生とお連れ合いの美樹さんは各20回分(首座主教・常議員選挙、それぞれ主教議員、聖職・信徒代議員に分かれているので正確に言うと80回分となる)の選挙フォームの準備のために夜なべまでしたと聞く。見えないお働きであったと思うが、惜しみないご尽力に心より感謝している。

準備の段階から無記名投票の担保には大変気を配った。投票用IDを配布する側と投票結果の集計を行なう側を切り離し、IDを紐づけないよう工夫を試みたのである。また、各議員に配布したIDは、少し厚紙に印刷し、総会のタイトルを入れ、議長印で封印するなど、厳肅さが伝わるよう工夫した。普段の総会なら議場閉鎖となり、肅々と行なわれる。その雰囲気や少しでも醸し出したかった。

結果、自慢できるような投票システムが出来上がり、書記局の多大なる奮闘(涙、涙であ

る。本当はこの部分だけでも原稿が書ける。テレビクルーが入ってドキュメンタリーを作成してもおかしくない…)もあり、無事に投票を終えることができた。投票チームの手順としては、書記長が投票のキューを出す→総会blogに投票用GoogleフォームのURLをアップ→補助書記用Slackで投票を促す→補助書記が別室の投票用PCに議員・代議員を誘導、IDを入力し投票→エクセルAに集約→エクセルBにて集計→書記内でデータを共有→Zoomに結果を投影・次回Googleフォームに選挙結果を反映。これが一連の流れである。この中で何かの一つでも間違えると総崩れが予想され、何度も何度も練習を行なったし、投票集計の書記局会場には得も言われぬ緊張が走っていた。この難局を乗り切った書記の皆さまにスタンディングオベーションにてブラボーを送りたい。

⑤当日配布資料や議事運営

修正議案など、どうしても当日配布資料が発生する。Googleドライブに資料をアップし、総会用blogにURLを記載することにした。アップしたら都度、補助書記にSlackで伝え、印刷し、議場配布する手順とした。また、普段の総会なら、動議や議案修正が必要な場合、さっと集まり相談が出来るのだが、今回はそれがままならない。メインZoomで皆さまがお聞きになっている中のご相談というのも憚られるものがあるであろうと思ひ、相談用のZoom会議室も準備した。これは投票用のPCを利用するなど補助書記に心積もり頂いた。補助書記は各教区から選出されたその筋に明るい方々ばかりであり、一を伝えると十を理解するといった感じで頼もしい限りであった。感謝である。

今回はオンラインということでイレギュラーな準備や創意工夫をたくさん要した。宣教協働区・伝道教区制という大きな転機となる議案もあり、私としては日本聖公会の未来へエールを送る気持ちで最善の準備をしたかった。夢でうなされることもあったが、何とか無事に終わりほっとし

ている。

この総会の準備に携わった斎藤書記長・各書記・補助書記、Web担当の市原司祭、宮田執事、渡辺さん、何かとフォローしてくださった各教区

事務所・教務所の皆さま、お祈りくださった皆さま、矢萩総主事・管区スタッフ、都度お励ましくくださった植松総会議長に心より感謝申し上げます。

日本聖公会第65(定期)総会・寸描

コロナウイルス禍のさなか、オンラインによって開かれた総会が予定通りに滞りなく終えることが出来て、ほんとうによかったと思う。これは、ひとえに聖霊による導きによるものである。そして総会の3日間、たゆみなくオンラインのネットワークを支え続けた管区および全11教区のスタッフに深く感謝したい。

このたびの総会で最も注目を集めたのは日本聖公会の宣教体制の強化と教区再編成をはかるための第10号議案「日本聖公会法規の一部を改正する件」である。提出者は主教会。「将来的には(現在)11ある教区を再編してその数を少なくするというものですが、その前に、まずは日本聖公会を三つの宣教協働区に分けて、そこに立てられる協働委員会が、自分の教区だけではない新たな宣教協働区の運営・宣教・牧会について積極的に取り組むということ、また、教区によっては主教を持たない「伝道教区」になっていくということ、そして教区の再編を促進すること」(議長・首座主教の開会挨拶)が、この議案の趣旨である。

議案の提案理由が説明された後、オンライン上にさまざまな意見・質問・主張が全教区から出された。その詳細は後日まとめられる議事録を御覧いただくとして、当日印象に残った発言の幾つかを私のメモから抜き出してみる。(発言教区は省略)

- ・ 教区の改編が、なぜ法規の改正から論議されるのか、理由を聞きたい。
- ・ 伝道教区を論じる年限が5年というのは無理ではないか。
- ・ 伝道教区は「教区」なのか、否か。

- ・ 趣旨は了とするも、短期間での審議は避けたい。
- ・ 信徒への周知が必要。宣教協議会の継続性が基本となろう。
- ・ 宣教協働区には賛成だが、伝道教区の5年には懸念がある。
- ・ 女性の司祭に関する立場の違いが教区合併のネックになるのでは?
- ・ 十分な審議がなされていない。2年間の執行猶予が欲しい。
- ・ (再編は) やって見ないと分からない。

主として「伝道教区」の在り方を中心に修正動議が提出されたが否決されて、第10号議案は原案のまま承認された。オンラインという制約を感じさせられた点は否めないが、日本聖公会の再編に関してともかくも北から南まで全教区の代議員が発言を重ねた議案であった。

教区制の改革をめぐって、「北関東は伝道教区になりたい」(教区主教)、「北関東が伝道教区を目指すのは行き詰ったからではない。教区制改革の先駆けとなるためである」(代議員)、「ともかくも不備を覚悟で(前向きに)進みたい」(代議員)などの発言に滲む北関東教区の決意は、オンライン総会の画面に輝きを添えたと思う。

総会の第1日目に催された「人権の学び」では、講師佐藤信行氏が『「コロナ危機」でさらに排除される人々～移民・難民緊急支援基金から見えてくる現状と課題～』というテーマで、「移民社会」を迎えた2020年現在の日本社会で差別されている移住労働者・難民申請者・技能実習生など422万人の存在と過酷な現状と法律の不備について、具体的な事例を交えて報告され、貴重な学びの90間分を持ったことを特記したい。

(管区広報主事・鈴木 一)

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yaraicho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

日本聖公会主教会メッセージ

－ 宣教協働区・伝道教区制について －

2020年11月20日

日本聖公会 主教会

はじめに

日本聖公会の信徒、教役者の皆様の上に、主の豊かな祝福と導きをお祈りします。

日本聖公会主教会は、日本聖公会の現状と将来に思いを巡らせ、今、私たちがなすべきことについて協議・検討してきました。その結果を2020年10月27～29日に開催された日本聖公会第65（定期）総会に第10号議案「日本聖公会法規の一部を改正する件」（宣教協働区・伝道教区制の設置）として提案し、可決されました。このことにより、2020年10月30日より日本聖公会を3つの宣教協働区に分け、各々の宣教協働区で協働すること、また教区は教会会の決議と総会の承認によって教区主教を置かない伝道教区に移行することが可能になりました。

主教会がこのような法規の一部改正議案を提出するに至ったのは、以下のような認識と展望を持っているからです。

1. 日本聖公会のこれまで

日本聖公会は、米国・英国・カナダの各聖公会から派遣された宣教師によって宣教・伝道が開始され、それぞれの宣教団体の方針や計画によって現在の教区区域に成っていきました。その後、様々な試練を乗り越えて活発に成長してきましたが、各教会や教役者の懸命の努力がありながらも1990年頃から信徒数などが伸び悩み、現在では減少傾向にあります。

2012年9月に開催された宣教協議会では、このような状況の中、「ていねいな教会」ということが提起され、私たち自身の伝道や宣教の「ていねいな」在り方と取り組みが促されました。

2. 宣教協働区

日本聖公会法憲第1条は、「日本聖公会は主教の司牧する若干の教区より成る管区である」と規定しています。これは私たちが、主教の司牧する教区という自律した共同体を基本単位として宣教牧会の業に励んでいることを意味しています。各教区はさまざまな違いをもって歩んできました。そのために私たちは多様な教区の集まりであり、教区の枠を超えて協働することが困難だったのではないのでしょうか。

今回提起された「宣教協働区」という考え方は、従来の教区という単位を越えて、共に支えあい、共に歩もうとするものです。そのためには各々の教区の持つ制度的・慣習的違いを分かち合い、理解し合い、よりよい方向を目指して行くことが期待されます。宣教協働区に建てられる「協働委員会」の使命は、このような違いを分かち合い、理解し合あうための調整機関です。またそれらを理解しあった上で、宣教協働区内で求められる宣教活動や、助けを必要とする部分への牧会活動を具体化するための計画を策定する機関でもあります。これらに加えて協働委員会には教区の再編成（教区の合併や設立）を立案、調整する働きが求められています。

3. 伝道教区

これまでは各教区に必ず教区主教が置かれることになっていましたが、今回の法規改正で規定された「伝道教区」とは、教区主教を置かず、管理主教の下で原則5年以内に他の教区と合併等の再編を目指す教区のことです。一つの教区が伝道教区となれば、その伝道教区のためにも宣教協働区内の諸教区が、共に支えあい、共に歩み、結束力をより強めるものとなるでしょう。

4. 日本聖公会のこれから

今回の法規改正は、日本聖公会のこれまでの在り方を大きく変えるものです。教区の枠組みを超えて他の教区と課題を共有し、お恵みや喜びを分かち合い、重荷も担い合うこととなりますが、新たな枠組みですので、経験したことのない困難な事柄もあるでしょう。そのようなことも共に乗り越え、あるいはこの新しい枠組みをも前進させることを通して、神様から与えられた宣教の業をしっかりと担い直すことができますように主教会一同、心から願っております。

このように私たちの教会が変革されていくための過程が、「宣教協働区と伝道教区制の設置」であります。ぜひ、各教区の信徒・教役者の皆様におかれましても、それぞれの状況、文脈に応じた思いやアイデアを出し合ってください、それらの一つひとつを、2022年に予定されています「日本聖公会・宣教協議会」に持ち寄って、私たち日本聖公会全体で共有できるヴィジョンへと練り上げていければと願っています。皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

「言の内に命があった。命は人間を照らす光であった。光は暗闇の中で輝いている」

(ヨハネ 1:4-5a)

在 主

※ 第10号議案をご覧になりたい方は、下記のアドレスからお願いします。

http://www.nskk.org/province/shiryo/65soukai_kaisei.pdf



日本聖公会法憲法規 (2017年1月1日発行・第1刷への改訂箇所)

【「法憲法規」の見返しに貼付するなどしてご活用ください。】

※ (37頁) 第128条に条項を追加

第128条 (教区の設定・合併・区域変更) [現行のまま]

第128条の2 (宣教協働区と協働委員会)

〈2020年第65総会決議第11号 本条追加〉

日本聖公会の宣教体制強化と教区再編をはかるため、複数の教区より成る宣教協働区を置く。

- 2 宣教協働区の名称および区域は、別表3のとおりとする。
- 3 宣教協働区に協働委員会を設け、区内の運営、宣教・牧会などについて協働を推進し、また教区再編について検討する。
- 4 協働委員会は、宣教協働区内の各教区主教、各教区が選任する聖職と信徒各1名と、その他協働委員会が必要と認める者で構成する。

第128条の3 (伝道教区)

〈2020年第65総会決議第11号 本条追加〉

教区は、教区会の決議と総会の承認によって伝道教区になることができる。

- 2 教区が伝道教区となった場合、当該教区の教区主教は退任する。首座主教は遅滞なく宣教協働区内の他の教区主教と協議し、主教会の同意を得て、宣教協働区内の教区主教の一人に新たな伝道教区の管理を委嘱する。
- 3 宣教協働区内の教区が伝道教区になった場合、協働委員会は、伝道教区の運営、宣教・牧会などについて宣教協働区内の協働を推進する。
 - (1) 協働委員会は、5年を期限として教区再編あるいは教区新設することを検討する。
 - (2) 前号の期限を延長する場合、当該伝道教区の管理主教は主教会の承認を得なければならない。首座主教は期限延長について遅滞なく公示しなければならない。
- 4 法規第106条から第131条までの条項は、「教区」を「伝道教区」に、「教区主教」を「管理主教」に読み替えて準用する。
- 5 伝道教区は、日本聖公会総会に代議員の議席を有する。
- 6 伝道教区は、伝道教区会の決議と総会の承認によって、教区となることができる。

※ (37頁) 第129条の一部変更 (下線部)

第129条 (新設教区の主教等の選挙)

〈2020年第65総会決議第11号 本条一部改正〉

総会で第128条に規定する教区の設定を承認したときは、首座主教は遅滞なく他の教区主教と協議して他の教区主教の1人に設立される教区の管理を委嘱するものとする。

- 2 [現行のまま]

※ (64頁) 付則の最終行に追記

付則

〈2020年第65総会決議第9号・11号〉

この法規は、2020年開催の日本聖公会定期総会終了の時から施行する。

※ (66頁) 別表2の一部変更および追記 (下線部)

別表2 総会で認許された聖書

〈1990年第42総会決議第34号 本表追加〉

〈2020年第65総会決議第9号 一部変更・追加〉

大英国聖書会社、北英国聖書会社または米国聖書会社発行の1888年版旧約聖書および1917年版新約聖書
日本聖書協会発行の1955年版旧約聖書および1954年版新約聖書
日本聖公会教務院発行の1968年改訂版アポクリファ (旧約聖書外典)
日本聖書協会発行の1987年版聖書 (←文字空ける) 新共同訳 (旧約聖書続編つき)
日本聖書協会発行の2018年版聖書 聖書協会共同訳 (旧約聖書続編付き)

※ (66頁と67頁の間) 別表3を追加

別表3 宣教協働区の名称と区域

〈2020年第65総会決議第11号 本表追加〉

1. 東日本宣教協働区 北海道教区、東北教区、北関東教区、東京教区
2. 中日本宣教協働区 横浜教区、中部教区、京都教区、大阪教区
3. 西日本宣教協働区 神戸教区、九州教区、沖縄教区

※ (98頁) 審判廷規則第9条および第11条に条項を追加 (下線部)

第2章 審判員の除斥、忌避、回避

第9条 (除斥・忌避申立についての決定機関)

審判員の除斥または忌避については、当該審判員が所属する審判廷が決定する。

〈2020年第65総会決議第5号 本項追加〉

2. 当該審判員が教区主教の場合は、首座主教が主教会にはかり、他の教区主教を審判長に任命して決定する。

第11条 (審判員の回避)

第5条または第7条の場合には、審判員は所属する審判廷の許可を得て、回避することができる。

〈2020年第65総会決議第5号 本項追加〉

2. 当該審判員が教区主教の場合は、首座主教が主教会にはかり、他の教区主教を審判長に任命して決定する。

※ (106頁) 付則の最終行に追記

付則

〈2020年第65総会決議第5号〉

この規則は、2020年開催の日本聖公会定期総会終了の時から施行する。

日本聖公会法憲法規改訂箇所

2020年11月19日法規第103条の定めにより、

2017年1月1日発行・第1刷への改訂箇所につき祈祷書等検査委員検査済

 <第65（定期）総会期 諸委員>

首座主教〔総会選挙〕 主教 武藤謙一（九州）
 総主事〔主教会指名・総会承認〕 司祭 矢萩新一（京都）

<常議員会・法人責任役員>〔総会選挙〕

主教 武藤謙一（九州） 主教 高地 敬（京都） 主教 吉田雅人（東北）
 司祭 大岡左代子（京都） 司祭 大町信也（北海道） 司祭 土井宏純（中部）
 赤坂有司（東北） 池住 圭（中部） 村井恵子（横浜）

主事

総務主事 金子登美江（北関東）
 渉外主事 司祭 ポール・マイケル・トルハースト（神戸）
 財政主事 鈴木裕子（東北）
 宣教主事 司祭 卓 志雄（東京）
 広報主事 鈴木 一（東京）

<総会>

議長 主教 武藤謙一（九州） 副議長 主教 高地 敬（京都）
 書記局 書記長 司祭 斎藤 徹（北関東） 司祭 太田信三（東京）
 司祭 姜 暁俊（横浜） 司祭 北澤 洋（横浜） 司祭 平岡康弘（北関東）
 聖職候補生 荻原 充（東京） 聖職候補生 藤田 誠（東京）

<常任の委員>

祈祷書等検査委員

委員長 司祭 鈴木伸明（北関東） 委員 司祭 岩佐直人（沖縄） 鈴木 一（東京）

文書保管委員

委員長 大江 満（京都） 委員 司祭 太田信三（東京） 諸橋江利（北関東）

会計監査委員

委員長 塚田一宣（中部） 委員 岩井讓治（横浜） 黒澤圭子（東京）

<常設の委員>

神学教理委員

司祭 大岡左代子（京都） 司祭 黒田 裕（京都） 司祭 竹内一也（横浜）
 近藤 剛（神戸） 吉谷かおる（北海道）

礼拝委員

担当主教 主教 吉田雅人（東北）
 司祭 市原信太郎（中部） 司祭 笹森田鶴（東京） 司祭 林 和広（神戸）
 司祭 宮崎 光（東京）

法憲法規委員

司祭 上原信幸 (神戸) 司祭 田澤利之 (横浜) 司祭 土井宏純 (中部)
 辻 節子 (大阪) 山田益男 (東京)

<特別委員>**正義と平和委員会**

主教 上原榮正 (沖縄) 司祭 小林祐二 (横浜) 司祭 長谷川清純 (東北)
 司祭 金 善姫 (中部) 池住 圭 (中部) 高木栄子 (中部)

日韓協働委員会

主教 磯 晴久 (大阪) 司祭 上原成和 (沖縄) 司祭 金 大原 (東京)
 池住 圭 (中部) 吳 光現 (大阪) 黒澤圭子 (東京)

青年委員会

司祭 越山哲也 (東北) 司祭 千松清美 (大阪) 司祭 丁 胤植 (中部)
 司祭 李 贊熙 (東北) 執事 相原太郎 (中部) 執事 上平 更 (北海道)
 新田紗世 (東京) 松村 希 (中部)

年金資金管理委員会

担当主教 主教 小林尚明 (神戸) 中林三平 (横浜) 八木達郎 (東京)
 山中 一 (中部) 総主事 財政主事
 年金管理運用チーム
 橋詰弘道 (東京) 中林三平 (横浜) 山中 一 (中部)

祈禱書改正委員会 (◎礼拝委員5名含む)

担当主教 ◎主教 吉田雅人 (東北) 専従者: ◎司祭 市原信太郎 (中部)
 司祭 木村直樹 (北関東) ◎司祭 笹森田鶴 (東京) 司祭 竹内一也 (横浜)
 司祭 永谷 亮 (北海道) 司祭 永野拓也 (神戸) 司祭 成岡宏晃 (大阪)
 ◎司祭 林 和広 (神戸) ◎司祭 宮崎 光 (東京) 司祭 大和孝明 (中部)
 辻 彩乃 (大阪) 布川悦子 (東京)

女性の聖職位に関わる委員会

主教 西原廉太 (中部) 司祭 宇津山武志 (横浜) 司祭 笹森田鶴 (東京)
 司祭 中尾貢三子 (京都) 篠田 茜 (大阪) 浜井美喜 (神戸) 中林三平 (横浜)

宣教協議会実行委員会

担当主教 磯 晴久 (大阪)
 司祭 北澤 洋 (横浜) 司祭 越山哲也 (東北) 司祭 杉野達也 (神戸)
 司祭 大和孝明 (中部) 聖職候補生 下条知加子 (東京)
 聖職候補生 島 優子 (九州) 赤坂聖矢 (東北) 福澤眞紀子 (東京)

<常議員会のもとにある委員>**宣教協働者招聘委員会**

主教 磯 晴久 (大阪) 司祭 土井宏純 (中部) 司祭 金 大原 (東京)
 総主事

<規約・細則によるもの>**年金委員会**

主教 小林尚明 (神戸) 司祭 下条裕章 (東京) 司祭 渡部 拓 (東北)
 尾崎茂雄 (横浜) 養田 博 (北関東) 総主事 財政主事

収益事業委員会

司祭 中村 淳 (東京) 奥山 尚 (東京) 久保田秀雄 (横浜) 山中 一 (中部)
 養田 博 (北関東) 総主事 財政主事

<管区事務所の特別委員>**エキュメニズム委員**

担当主教 主教 西原廉太 (中部)
 司祭 市原信太郎 (中部) 司祭 遠藤雅己 (神戸) 司祭 竹内一也 (横浜)
 斉藤響子 (東京)

教役者遺児教育基金運営委員会・建築金融資金運営委員会

五十嵐正一 (東京) 倉石 昇 (横浜) 後藤 務 (東京) 村井恵子 (横浜)
 主教 小林尚明 (神戸) 総主事 財政主事

<主教会のもとにある委員>**管区共通聖職試験委員会**

担当主教 主教 吉田雅人 (東北)
 委員長 司祭 菅原裕治 (東京)
 旧 約 主教 広田勝一 (北関東) 黒柳志仁 (中部)
 新 約 司祭 菅原裕治 (東京) 司祭 黒田 裕 (京都)
 教 理 主教 西原廉太 (中部) 近藤 剛 (神戸)
 教会史 司祭 小野寺達 (北関東) 司祭 竹内一也 (横浜)
 礼 拝 主教 吉田雅人 (東北) 司祭 木村直樹 (北関東)
 宣教牧会 司祭 高橋 颯 (東京) 司祭 田澤利之 (横浜)

教理礼拝組織調査員

員長 主教 吉田雅人 (東北)
 教理部 主査 司祭 矢萩栄司 (北関東)
 司祭 宇津山武志 (横浜) 司祭 遠藤雅己 (神戸) 司祭 中川英樹 (東京)
 礼拝部 主査 司祭 大野清夫 (横浜)
 司祭 内田 望 (大阪) 司祭 片山 謙 (横浜)

組織部 主査 司祭 土井宏純（中部）
司祭 小林史明（九州） 司祭 下条裕章（東京） 司祭 高橋 顕（東京）

管区審判廷審判員 ※①②③は小審判廷の数

「教区主教」

①主教 磯 晴久（大阪） ②主教 上原榮正（沖縄） ③主教 高地 敬（京都）
①主教 小林尚明（神戸） ②主教 西原廉太（中部）

「現任司祭」

③司祭 小南 晃（神戸） ①司祭 笹森田鶴（東京） ②司祭 下澤 昌（北海道）
③司祭 中尾志朗（中部） ①司祭 矢萩栄司（北関東）

「現在受聖餐者（現在堅信受領者）」

②浅井 正（中部） ③小貫晃義（東北） ①宮脇博子（東京）
②村井恵子（横浜） ③山田益男（東京）

ウィリアムズ主教記念基金・基金委員

委員長 首座主教 武藤謙一（九州）
主教 入江 修（横浜） 主教 高橋宏幸（東京） 主教 吉田雅人（東北）
司祭 八代 智（神戸） 倉石 昇（横浜） 谷川 誠（北関東）
鈴木 弘（東京）

ウィリアムズ主教記念基金・運営委員

司祭 矢萩栄司（北関東）

<宣教主事のもとにある委員>

人権問題担当者

担当主教 主教 入江 修（横浜）
司祭 奥村貴充（大阪） 司祭 倉澤一太郎（東京）
植田栄基（東京） 難波美智子（神戸）

女性に関する課題の担当者（女性デスク）

司祭 大岡左代子（京都） 吉谷かおる（北海道）

ハラスメント防止・対策担当者

司祭 木村直樹（北関東） 西原美香子（中部）

世界の聖公会の動向

- ☆ ウェールズ教会が全ての教会員を対象とするセーフガード・コースを開始
- ☆ 移民問題に関するエキュメニカル・パートナーが欧州委員会に声明を送付、ほか

管区渉外主事 司祭 ポール・トルハースト

○ウェールズ教会が全ての教会員を対象とするセーフガード・コースを開始

ウェールズ教会によって作成された、教役者から信徒まで教会生活に関わる全ての人びとのための新しいセーフガード・コースがオンラインで開始された。

このコースでは、精神的、身体的、性的虐待の兆候を見分ける方法や、虐待が行われていると思われる場合の対処法など、教会生活におけるセーフガード(保護)の役割について、アニメーションを使用して、できるだけわかりやすい説明がされている。コースは約90分で終了し、2つのクイズに合格すると修了証が授与される。

○移民問題に関するエキュメニカル・パートナーが欧州委員会に声明を送付

欧州委員会は、新たな「EU移民協定」と欧州の移民・難民の状況に対応しているエキュメニカルな団体からの支持声明を受理した。

この声明において「教会は、移民に関するさまざまな意見の間に立ち、確かに難民・移民と欧州人との間の橋渡しをすることに尽力しています。私たちは、教会にはヨーロッパにおける異文化・異宗教間の出会いを促進し、首尾一貫した公正で平和な社会形成に関わる努力を強化するために貢献するという基本的な役割があり、それを果たしていると信じます。」と表明されている。

9月22日のこの声明は、アングリカン・コミュニオンのジョサイア・イドウ＝フェアロン総主事を含め、ルーテル世界連盟、キリスト教統一推進教皇庁評議会、改革派教会世界共同体、世界教

会協議会、世界メソジスト評議会など、様々なキリスト教諸教派の代表者によって共同署名された。

○人間のアイデンティティと関係性に関する学習リソースが利用可能となる

人間のアイデンティティ、セクシュアリティ、人間関係、結婚に関わる問題を探求するため、英国聖公会による「愛と信仰に生きる」と題された教育・学習教材が公開された。

英国聖公会の主教会から委託を受けたこの教材には、書籍、映画、ポッドキャストの他、教会組織全体から40人以上の人々が参集し3年間にわたって開発したコースが含まれている。

これらは、教会全体の学びと関与のプロセスを開始することを意図しており、人びとのアイデンティティ、セクシュアリティ、人間関係、結婚の問題に関わりながら前に進むため、主教たちが認識を磨くことに役立てられるだろう。

○ランベス会議の新たなフォーマットと日程が公表される

カンタベリー大主教は、第15回ランベス大会の日程変更を発表した。

会議は英国カンタベリーで開催され、2022年7月27日～8月8日に対面による会議が予定されている。

COVID-19によるパンデミックの影響を受けて、本会議は当初予定の2020年から日程が変更されていた。会議主催者は引き続きCOVID-19の影響を注視しつつ、今後数ヶ月間当局による衛

生指導に従っていく。

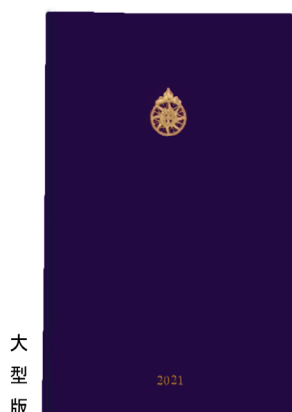
「神の世界のための神の教会—共に歩き、聴き、証しする」というテーマを掲げ、本会議は21世紀の急速に変化していく世界のニーズと課題に対応するために、5つの宣教指標によって形作られたアングリカン・コミュニオンにとって何が必要とされるのか、ということに焦点を当てる。

また今回のランベス会議は、初の対面とバー

チャルの双方で開催される会議となる。「ランベス会議」は、2022年にカンタベリーで開催される会議を中心として、対面による集まりの前、最中、そしてそれを超えて段階的に実行される「会議の旅」として計画されている。2021年にスタートし、オンライン会議、地域ごとの会議、そして主教たちと配偶者のための支援リソースなどが含まれている。

❖ご要望にこたえて配本を早め、10月中旬発売!

聖公会手帳2021



大型版



ポケット版

(写真はイメージです)

< 読者アンケートから利用者の声を紙面とレイアウトに反映しました !! >

★各教区事務所・教務所協力のもとに
★日本聖公会
管区事務所責任編集

2021年度教会暦
日課表を完全収録

「祈り」のページを大幅増補。感染症禍に関する祈りも。

全国の教会・伝道所、関係諸施設情報を網羅

大型判 2,200円(税込) / ポケット判 1,200円(税込)

お求めは聖公書店(☎04-2900-2771)、または、お近くの書店まで



日本聖公会管区事務所
2020年9月

「202230」 二代目ポスターにききました

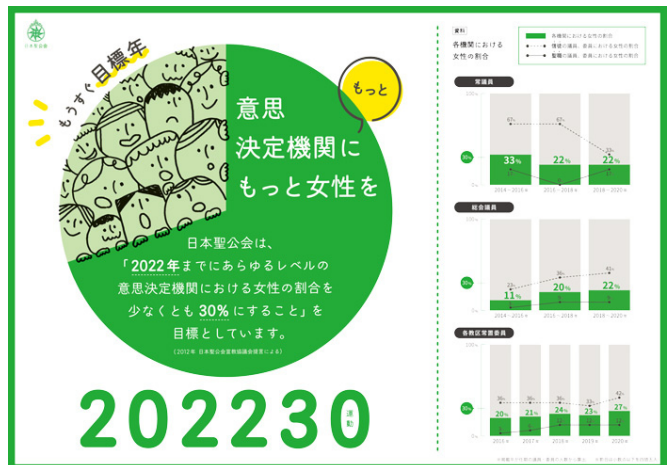
管区女性に関する課題の担当者 北海道教区 クララ吉谷かおる

Q: 以前からお見掛けしている気がしますが?
 A: 私は「202230」ポスターの二代目です。初代は2016年から活動していたのですが、目標年が2年後に迫りましたので、なんとか結果を出していきたい。それでみなさんにあらためて注目していただけるように、すこし装いを変えて登場しました。お気づきでしょうか?ちなみに「202230」とは2022年までに意思決定機関の少なくとも30%を女性にしよう、という意味の標語ですよ。もとはといえば、2012年の日本聖公会宣教協議会における提言「この世に仕える教会の形成のためには、様々な立場の人びとが、教会・教区・管区的意思決定機関へ平等に参画することが求められます。その一歩として、女性の比率が高まるよう働きかけ、2022年までに少なくとも30%の参画を実現し、さらに青年層の参画も推進します」に基づいて、アピールのために作られたものです。

Q: 初代から変わったところはありますか?
 A: 前のバージョンと似ていると思いますが、ご覧のように横置きです。そして「意思決定機関にもっと女性を」ではなく「意思決定機関にもっともっと女性を」です!この4年間、初代がみなさんとともにがんばってきた成果が、表情の違いにも表れているのですよ。資料の部分も、常議員、総会議員、各教区常置委員のグラフが変わっています。
 Q: どんな問題点が見えてきましたか?
 A: 調べてみたのですが、教区会代議員における女性の割合では、数字だけ見ると年度により30%を達成している教区も中にはあります。また、常置委員レベルでは、女性の割合が数年連続で30%～50%になって

いる教区もありますが、一方では女性がまったく選出されない教区も見られます。教区の委員会では男性が代表者になっていることが多く、女性が代表者になっている委員会は「礼拝音楽」「ハラスメント防止」などに偏りがちです。30%の目標に到達するのが難しい理由のひとつには、女性の聖職の絶対数が少ないことが挙げられます。聖職、信徒ともに、適正なジェンダーバランスでの構成になるほうが望ましいのではないのでしょうか。聖職養成から始まることですから、すべての教区で女性の聖職が誕生するように、あるいはもっと増えるようにしてほしいですね。

Q: あと2年でどんな働きをしたいですか?
 A: 目標達成のためには、男性ばかり、同じ人ばかりが選ばれないように、すぐにも投票行動を見直してください、と呼びかけたいです。もう国連のプラネット5050 by 2030、2030年までに50、50の同じ比率になるように、という次の目標が近づいてきています。女性を含め多様な立場の人がものごとを決める場に参画できるようになって、豊かな共同体を築いていくことに役に立てるとうれしいです。まずは、どうか目立つところに掲示してくださいね!



新型コロナウイルス（COVID-19）に関連する 各教区の対応

北海道教区 礼拝（公禱）の休止なし

- ・教会での礼拝は主日・週日いずれも定時にない、誰でも参加可能。
- ・礼拝に関して不安や恐れがある信徒は自宅で礼拝を守ってもよい。
- ・主教巡回を再開する。

東北教区 礼拝（公禱）の再開

- ・主日礼拝等については、6/7より再開。
- ・葬儀は十分な感染予防対策の上で実施。

北関東教区 礼拝（公禱）の再開

- ・教区内各教会は、6/7より礼拝を再開。ただし地域社会や教会共同体の状況を考慮・協議し必要な策を講じる。

東京教区 礼拝（公禱）は 各教会・礼拝堂で対応

- ・礼拝について、感染防止の対策の上、それぞれの教会・礼拝堂の状況（立地、ニーズ、信徒の動静・配置等）によって、工夫し対応している。
- ・教区主教による主日聖餐式の動画配信は12/22終了。

横浜教区 礼拝（公禱）の公開を再開

- ・5月25日付の礼拝指針（改訂版）の再確認と徹底。
- ・6月から感染防止対策をした上で主日礼拝を再開。
- ・在籍外の教会、また教区を越えての礼拝出席は控える。
- ・東京都に隣接する神奈川県および千葉県北西部地域に在住でけんこうに不安のある人は、公共交通機関を利用しての来教を控える。
- ・ウイルス感染再拡大への対応として、それぞれの教会（または地域）の感染状況により、各教会で礼拝再休止の判断をする。

中部教区 礼拝（公禱）の再開 または再休止

- ・6/1以降の主日及び週日の礼拝再開時期は『礼拝再開に関するガイドライン』に基づき各教会で判断。
- ・感染拡大状況により各教会で再休止について判断。

京都教区 礼拝（公禱）の休止なし

- ・各教会で判断。主日礼拝はほぼすべての教会で再開。

大阪教区 礼拝（公禱）の再開

- ・主日礼拝（聖餐式・み言葉の礼拝）を中心に再開。
- ・例年のように多くの方々に自由にクリスマス礼拝に参加して頂くことは難しい。
- ・「クリスマス祝会・愛餐会」は原則として自粛。

神戸教区 礼拝（公禱）の再開

- ・教区内の教会・伝道所は聖餐式（一種陪餐または前部、み言葉の礼拝を含む）を行なっている。

九州教区 礼拝（公禱）の再開

- ・無理に主日礼拝に来ることをお勧めしない（体調の悪い方・公共の交通機関で教会に来られる方など）。

沖縄教区 礼拝（公禱）の再開

- ・礼拝の実施については、それぞれの教会の状況によって判断する。

管区事務所

- ・11/25（水）よりしばらくの間、就業時間の短縮と隔日出勤（平日 月・水・金は10:00-16:30で出勤、火・木は在宅勤務）。在宅勤務でもメールの送受信は可能。緊急の場合は管区事務所総主事の司祭 矢萩新一までご連絡ください。

(11月20日現在)

2020年（青山霊園）墓地清掃・宣教師逝去者記念礼拝墓地礼拝

2020年10月30日、秋晴れのもと、日本聖公会管区事務所が所管する青山霊園8区画の宣教師墓地の清掃を職員総出で実施しました。その後、マキム主教区画の前で墓地礼拝をおさげしました。主に感謝！

※管区事務所が承継する前より所管していた外国人宣教師の墓から3主教の墓石を紹介します。
(ご本人が埋葬されているとは限りません。)



ジョン・マキム (1852-1936)

米国生まれ。立教学院理事長、北東京地方部主教、日本聖公会総会議長 (1896-1935)。

※同区画にサミュール・アイザック・ジョセフ・シェルシェフスキー主教 (1831-1906) が埋葬されています。

清国における第3代主教。中国語訳聖書の発刊に尽力しました。



シドニー・C・パートリッジ (1857-1930)

米国生まれ。京都地方部初代主教。

語学の天才との誉れ高い。中国語の説教集などの著作の他、詩や小説も残しています。



ヒーバー・ジェームス・ハミルトン (1862-1952)

カナダ生まれ。中部地方部初代主教。

岐阜の盲人施設(岐阜訓盲協会)、名古屋の幼稚園教諭養成施設(柳城女子短期大学)、小布施の結核療養所(新生病院)の設立等に指導的役割を果たしました。また、登山家、写真家としても知られています。

写真提供 管区事務所職員 大岡 基



外国人宣教師墓前での逝去者記念礼拝



清掃と礼拝を終えて：管区事務所職員集合写真

写真提供 広報主事 鈴木はじめ

教会の声 / 読者の声

京都教区・平和学習委員会の想い

<平和学習委員会の生い立ち>

京都教区は、2005年の第99(定期)教区会において、特別委員会(平和学習委員会)設置を決議しました。教区に属する一人ひとりが憲法9条についての学びを深める必要があるとの主旨からでした。背景には、1996年に日本聖公会第49(定期)総会において「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」が決議されていたことに加え、政権与党の「新憲法草案」が示される等憲法改正の動きが活発化していたことがありました。

憲法9条や平和についての理解を深めるための資料や情報を提供すること及び学習や分かち合いの機会を設ける等の任務を遂行しつつ、15年の歳月が経過いたしました。

<平和学習委員会の活動>

2005年に委員会の生まれた当初は、憲法9条の内容や改憲草案の目指す方向、あるいは平和を巡る世の動向と聖公会の関わり等について、社会部との連携活動を模索しつつ、教区内信徒の集まる場で理解を深める活動に取り組みました。啓蒙・啓発に重点を置いた活動だったと言えます。

5年を経過した頃から、それまでの活動を振り返り、教区内の教会を訪問しDVD(「戦争をしない国 日本」等)を上映したうえで、平和について話し合う等工夫を加えたのですが、参加者が増えませんでした。平和学習委員会に、一定の方向性をもった結論を押し付けられるのではないかとの疑念や、「教会で政治性の強い話題を取り上げるのは如何なものか」との政教分離原則に対する誤解があったのかもしれない。

2010年5月には「日本国憲法の改正手続きに関する法律」が施行されたこともあって、2011年9月に「憲法9条の改憲について賛成?反対?」をテーマにディベートを実施いたしました。2011年

に始めた教区内の教会訪問も地味ながら、途切れることなく毎年2～4教会ずつ受け入れてくださり、現在では教区内の40ほどある教会の内、半分ほどを訪問させていただいています。

話し合いにあたっては、委員会の基本姿勢として、9条を中心として改憲に反対・賛成のどちらのご意見にも真摯に耳を傾けるように心がけています。それは、信徒お一人お一人の中にイエス様がいらっしゃるの理解に基づいています。話し合いに参加の全員が、どのような理由でその発言をされるのかについて理解を深めたいからです。また、参加された誰もが自分とは異なった考えや思いもあるのだ、さらに言えば、聴かせていただくことによって、自分の考えや思いが一層深みや厚みを増すことを実感させていただいています。平和について多様な考えを聴きつつ分かち合いたいと願っています。

ここ数年は、憲法9条を中心としつつも、第11条(基本的人権の不可侵)・第13条(個人の尊重)・第20条(信教の自由)にも学習の領域を広げています。また上映DVDも「9条を抱きしめて～元海兵隊員アレン・ネルソンが語る戦争と平和～」や「福音と平和憲法(松浦悟郎現名古屋教区司教)」等と増えて参りました。また管区の呼びかけを受けて、聖職者や信徒から戦争体験をお聴きし、分かち合いました。

<教会の巡回や学習をつうじて感じること>

教会訪問を始めた頃の平和学習への参加者は、教会の規模を問わず5～6名でした。現在では、どの教会も10～30名の参加となっています。話し合いが終わったあとの参加者の感想をお聞きすると、以下のような見解が示されています。

- ・「改憲に反対」を教会で掲げるのは止めましょう。残念ながら、今の教会はとても小さく壊れそうな群れで牧会の妨げになります。世論に同調せず、政党でもなく、そして教会でもなく、真に私(個人)の主体的な是非の判

断に委ねるべきです。

- ・(偶々参加された外国人の感想) 日本の教会ではいつもこんなにも平和について、教会の中で真剣に考えているのですか? 吃驚しました。自分の教会でも報告します。
- ・私たちが気付かされたのは、「平和」に対する思いが必ずしも一致していない、異なる意見を持っているということです。しかし、それを一人ひとりが、「これが私の見解です!」と語り合えたところに恵みがあったように思います。私たちは多様な意見の中で、共にキリストの平和の実現を夢見て、これからも歩むことができると祈っています。
- ・私たちは主の呼びかけの声に耳を傾け、この世の問題を注視して、松浦悟郎司教が講演されたように「信仰の光を当て、物事を選ぶ。そのことが『信仰を生きる』』ということである。」と、この言葉が胸に深く刻まれる集まりとなりました。主に感謝!
- ・9条の理念は暴力的な方法に頼らない唯一の道だと思うので、それを大切に守っていくべきだと思います。
- ・悪魔は天使よりもずる賢いので、平和を学習するときには悪魔の声や戦争の芽についても良く学習する必要があると思います。
- ・情報やアピールは必要だが、考えを押し付け

られるのではなく、自ら考え、学ぶことが大切。

- ・戦後70年の節目、憲法改正が議論される中、平和について考えるこのような機会を与えていただいたことを神様に感謝し、伝えていくこと、語り合うことの大切さを学んだ研修会となりました。

このように実に多彩な意見や感想が寄せられているのですが、共通して聴かせて頂いたのは「日常の教会では今日のように、自分の信仰・生き方・考えを自由に話せる機会があまりない」という声でした。「今度はわたしたちで頑張ってみよう」との発言もありました。

＜京都教区・平和学習委員会の希望＞

私たちは教区予算等様々な事情から、年に2～4か所の教会訪問に止まっていますが、行くたびに聖職者・信徒を問わず、私たちの守備範囲をはるかに超えた沢山の心の声や叫びを聴かせて頂いています。これらの心の声や叫びを日本全国から寄せ集めて、11教区の皆さまと分かち合いの機会が設けられたらどんなに有意義だろうかと思っています。これが私たちの希望であり夢であります。

(京都教区平和学習委員会 佐々木靖子)

「教会の声/読者の声」欄への寄稿をお待ちします。内容・字数は自由。
執筆者名・教会名を明記して郵便またはメールでお送りください。

□「代祷表 2021年1月・2月」について

2021年のACP (Anglican Cycle of Prayer) 発行遅延を受け、2021年1月・2月の代祷表は今月号の事務所だよりへの同封が間に合いませんでした。代祷表 2021年1月・2月は、『管区事務所だより12月号』に同封させていただき予定です。資料データは仕上がり次第、管区事務所のHPにアップロードいたしますので、入手をお急ぎの方は、管区事務所のHPからダウンロードしてご利用いただけますと幸いです。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 管区事務所

日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメール、また郵便でお寄せください。